

へき地住民の健康を守ろう



阿蘇郡産山村を巡回する無医地区医療班(上)と栄養指導車(下)



県民の健康水準の向上を図ることは、福祉施策の基盤です。県は関係市町村、医師会及び歯科医師会の強力な援助により、医療に恵まれない無医地区等の住民に対して巡回診療を行っています。

現在、無医地区数は84、人口にして約25,300人です。

また、県では県民の栄養及び食生活を改善する方法として、昭和37年度に、はじめて栄養指導車「けんこう号」が登場、保健所を中心として機能的な栄養指導を実施しております。

現在「ひばり号」「ひまわり号」の2台が配置され、県内各地で活躍しています。

な疑問が提起されたり、売れ残ったインスタントラーメン等の古い製品が一度に出まわったり、PCB、PCT等の汚染対策、食品洗浄剤の安全性など、食品の原材料等に対する監視、検査体制の強化が現在の食品衛生行政の最重要課題であります。したがって従来から有害残留物対策として実施してきた残留農薬、PCB、食品添加物の検査のほかに、食品の容器包装に使用されている塩化ビニールの材質試験、食品用洗浄剤などの規格検査や冷凍食品、アイスクリーム等の乳製品、魚肉ねり製品、清涼飲食物、牛乳類、そ業類等の生物学的検査を加え、毎日一定の収去日を定めて県下一斉に総合検査を実施して、不良食品の一掃を図り、食品の安全を確保しています。

県民の「健康水準を向上させるための研究事業」も行なっています。従来、県民の健康水準の向上を図るために関係機関、団体は、かねてからそれぞれの分野で努力がなされてきましたが、全県的な視野から見た場合、健康に対する住民の意識はもとより、病態、生活環境などに地域的な格差が見られます。そこで、財団法人熊本県健康管理協会が事業主体になり、実施する事業に補助を行い、県民の健康水準の地域的分布の様態、職能別、労働形態による分布の様態などをきめ細かく診断、観察し、その問題点の所在ならびに由来を検討して、その対策を究明することを目的としています。

医療の確保

病気になる場合、健康の水準まで引きあげるためには医療の確保というものが重要な課題になっています。本県の場合、医療の水準は全国的にみてかなり高い位置にあります。しかし全国的な傾向ではありませんが、本県の場合でも、医療の地域偏在による「へき地医療」が問題になっています。現在県下に無医地区は三カ村、無医地区は八十四地区(人口約二万五千三百人)あります。この中から特に医療に恵まれない四十二地区(百四十七回)を選定して診療車二台を、年間二・五回「巡回診療」を実施し、疾病の早期発見、早期治療を指導し、へき地に住む県民の健康の保持増進に寄与しています。そのほかへき地医療対策としては、「へき地診療所の充実に関する事業」、「へき地の住民健康診断事業」、「無医地区における診療所の兼任管理事業」、「無歯科医地区における歯科診療事業」も行っています。

また、熊本日本赤病院が、一般診療の充実、医師、看護婦の教育、実習機関として、へき地医療を推進する母体として、特殊機能を有する総合病院に衣替えをすべく現在その建設が進められていますので、その建設費に補助をし、かねて懸案事項であった「救急医療センター」をユニットとして計画し、交通事故、救急患者などの重症者に対して、専門的な治療

を行ないます。「休日、夜間の診療体制を確保するため」、自治体が休日、夜間の専門診療所を整備する場合に、施設整備(医療機械、器具を含む)及び運営費の補助も行います。精神障害者で寛解された方の社会復帰を促進するため、「職親制度」の実施と「在宅小児糖尿病」に対する医療費の負担軽減を行うこととしています。県の医療施設関係では、「県立病院」を近代的な医療施設とし県民に医療サービスを提供するために富合町に四十七年度から着工し五十年年度完成を目指して建設中です。

このように健康づくりのための主な施策を中心に紹介しましたが、健康は与えられるものではなく、県民一人一人の自覚と努力の積みかさなであるので、県内のあらゆる保健医療に関係する機関および保健医療従事者はもとより県民一体となった推進が必要であります。

公害等の監視

公害等を未然に防止、健康被害が生じないよう、環境や工場や食品等について各種の監視調査や検査等を行っていますが、そのあらまは、次のとおりです。

公害の監視調査

県内各地の大気や水質の汚染の状況や騒音の状況等についてのいわゆる「環境調査」や「工場等立入調査」のほか、特定の地区や新たに工場等が立地するにあたってのいわゆる「特殊調査」を実施しています。

(一) 環境調査

大気汚染については、延べ六十九地点の調査を続けているほか、先日完成した大気汚染監視テレメーター網によって、県下を常時、監視しています。

水質汚濁については、工場の排水の影響を受けやすい水域、あるいは、重金属等を含むヘドロが堆積している水域に重点をおいて、水質、底質の調査を行っています。

騒音についても、工場周辺騒音、自動車騒音、航空機騒音等の調査を実施しています。

(二) 工場等立入調査

工場、事業場への立入り検査を実施し、違反工場等に改善勧告、改善命令を行って行っています。

(三) 特殊調査

荒尾地域におけるカドミウム汚染の原因究明のため、総合調査を実施しているほか、白川上流、菊池川、八代海についても、規制を更にきびしくする必要がある等の調査を実施しています。

また、新しく、本県に進出する企業に